

## 日本ケミカルバイオロジー学会ポスター賞規定

日本ケミカルバイオロジー学会（以下「学会」とする）ポスター賞は、本会会員で年会において我が国におけるケミカルバイオロジー研究の発展に寄与する顕著な研究を筆頭著者としてポスター発表した若手研究者個人に対して授与する。

- 1 当該年会開催年の3月1日現在の会員で満35歳以下の者とする。
- 2 候補者は演題発表申込時にポスター賞に応募する旨を明示することとする。
- 3 ポスター賞受賞は3件程度とし、各々賞状および副賞を贈る。
- 4 ポスター賞の選考はポスター賞選考委員会にて行い、受賞者を年会実行委員会にて決定する。
- 5 受賞者は総会にて発表、表彰し、学会機関誌「ケミカルバイオロジー」誌上に報告する。
- 6 ポスター賞募集規定については別途定めるものとする。
- 7 ポスター賞選考委員会については別途定めるものとする。

## 日本ケミカルバイオロジー学会ポスター賞募集規定

- 1 ポスター賞募集要項は学会ホームページおよび年会開催告知に掲載するものとする。
- 2 申請希望者は年会への演題発表申込時にポスター賞に応募する旨を該当欄に明示することにより候補者となる。
- 3 申請希望者はポスター賞の応募用紙に生年月日を付記して申請することとする。

## 日本ケミカルバイオロジー学会ポスター賞選考委員会

- 1 実行委員を中心とした学会に参加した世話人とする。
- 2 選考委員長は当該年会実行委員長とする。
- 3 選考委員はポスター賞候補者の演題を審査し、1日3票、合計6票投票する。
- 4 選考委員長は投票数の取りまとめを行ない受賞者の選考を行う。
- 5 選考委員長は選考の経過並びに結果について総会にて報告する。

## その他の申し合わせ事項

候補者の利害関係にあたる場合は、その候補者に対する審査を辞退する。

以上

2008年9月1日制定